

学校いじめ防止基本方針

群馬県立太田東高等学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 本校では、生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) 本校教職員は、いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、保護者、地域及び関係機関等と連携し、速やかに、組織的に対応する。

2 校内組織

本校は、「太田東高等学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

【構成員】

- (1) 委員長 校長
- (2) 委員 教頭、生徒指導主事、年次主任、特活指導部長、生活指導係長、教育相談係長、養護教諭、スクールカウンセラー

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表のとおり、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導と具体的取組を行う。

4 教育委員会及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

6 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会又は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず迅速に対処する。

7 その他留意事項

いじめの防止等のための対策については、取組内容を定期的に点検し、改善に努める。

【別表】(抜粋) いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

1 学校の取組

		生徒への指導等	学校の具体的取組
1	いじめの未然防止	<p>わかりやすい授業づくりと望ましい集団づくりに努める。</p> <p>人間関係づくりとコミュニケーション力育成の機会を設ける。</p> <p>いじめについて主体的に考え、未然防止のために行動する機会を設ける。</p> <p>道徳教育と人権教育を充実する。</p> <p>体験活動やボランティア活動の機会を設ける。</p>	<p>登校時玄関指導およびあいさつ運動（毎月7回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員、各クラスの生活委員、サブリーダー等による、校門前でのあいさつ運動を実施し、人間関係づくりとコミュニケーション力の育成を図る。 <p>各学期の定期考査の最終日に生徒会が中心となり参加生徒全員により、校舎内外の清掃ボランティア活動を行う。（年5回）</p> <p>交通委員による交通マナーの指導（毎月7回）</p>
2	いじめの早期発見	<p>S H R や授業における日常的な生徒観察に努める。</p> <p>定期的なアンケート調査及び個別面談を行う。</p> <p>状況に応じ教室や部室等を巡回する。</p> <p>スクールカウンセラーの活用を促す。</p> <p>保健室、教育相談室及び相談窓口等の利用を促す。</p>	<p>生活アンケート調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート調査の中でいじめの有無等を調査し、いじめ等の記載がある場合は個別面談を行い事実を確認する。 <p>教職員による巡回（毎日、年次の輪番等による。）</p> <p>リーフレット「いま、悩んでいる君へ」の配付、「教育相談だより」等の配付</p>
3	いじめの早期対策	いじめを受けた生徒	<p>安全を確保し、二次被害を防止するとともに、発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</p> <p>「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</p> <p>保護者等と相談の上、必要に応じて医療機関等を受診させるとともに、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</p> <p>いじめが継続しない体制作り、環境づくりを行う。</p> <p>解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</p>
	軽い暴力を伴う場合の例		<p>軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたりするなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場でその行為を止める。</p> <p>関係する生徒を含め、「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</p> <p>「いじめは絶対に許されない」ことを理解させ、被害者に謝罪させるとともに、状況に応じ特別指導を行う。</p> <p>必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</p> <p>解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</p>
	その他の生徒への働きかけ		<p>いじめを傍観したり、はやし立てたりすることはいじめに加担していることと同じであることを理解させる。</p> <p>周囲に流されず、自分の意志で正しい行動をすることの大切さを理解させるとともに、自己指導能力の育成をうながす。</p> <p>いじめを許さない集団となることの大切さを理解させる。</p>

2 家庭（P T A）、地域との連携

家庭（P T A）との連携	<p>子どもとできるだけ多く会話し、気持ちを受け止めていただくよう働きかける。</p> <p>子どもの努力を認めて褒めていただくよう働きかける。</p> <p>学校からの配布物等に目を通し、学校の状況を常に把握していただくよう働きかける。</p> <p>P T A 総会や公開授業など、学校行事へ積極的に参加していただくよう働きかける。</p>
地域との連携	<p>生徒への積極的なあいさつや声かけを行っていただくよう働きかける。</p> <p>学校が行ういじめ防止活動等へ積極的に参加していただくよう働きかける。</p> <p>いじめと疑われる行為を発見したら、学校へ通報していただくよう働きかける。</p> <p>地域の行事やボランティア活動等への生徒の積極的な参加を呼びかけていただくよう働きかける。</p>